平成２９年（フ）第７４９号
広島市中区大手町３丁目７－11　医療法人三和会おおうち病院（開始決定時の住所）広島市安佐南区西原８－29－24ぎおん牛田病院、住民票上の住所広島市安佐南区祇園７丁目11番３号
破産者　加藤　哲朗
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８６０号
広島県廿日市市六本松１丁目７番18号
破産者　Ｙ．Ｓ　ｃｏｍｐａｎｙこと　米田　洋平
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６号
長崎県諫早市有喜町171番地
破産者　藤原　良太
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
長崎県長崎市北栄町30番11号、旧住所長崎県大村市武部町261番地１　レジデンス武部303
破産者　石井亮太郎
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
長崎県諫早市栄田町54番１号　アネックスＭ103号
破産者　江島　義博
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第８２号
長崎県大村市木場２丁目261番地13　アバンティ旭が丘102号、旧住所長崎県大村市徳泉川内町841番地７
破産者　楠本　満幸
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第３８９号
大分市光吉新町12の２、住民票上の住所大分市大字光吉1913番地の181
破産者　河野　文丸
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６１号
鹿児島県鹿児島市薬師２丁目14番12－508号
破産者　中間　恒樹
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４７０号
鹿児島県鹿児島市玉里団地２丁目２番５号
破産者　永田　貫二
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
北海道帯広市西16条北２丁目７番18号
破産者　神　　永光
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１７６号
青森県下北郡大間町大字大間字根田内８番地344
破産者　澤田　千秋
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８６号
青森市富田２丁目14番15号　新緑荘２号
破産者　吉崎　吉三
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
山形県長井市清水町１丁目18番46号
破産者　小林板金こと　小林　智行
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第４５号
山形県南陽市荻1827番地
破産者　加藤　　守
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第９８号
山形県米沢市駅前２丁目４番26号　旭パールマンションＶ－502号室
破産者　小島　幸二
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１３５号
神奈川県横須賀市二葉２丁目40番１号
破産者　掛田　昌孝
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１８０号
神奈川県横須賀市長沢１丁目26番６－701号
破産者　本多　　淳
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２２４号
神奈川県横須賀市武４丁目20番21号　トラリューム第３ショウジ103
破産者　辻　　誠一
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第３７７号
相模原市緑区西橋本１丁目25番11号　グリーンハイツサトウ301
破産者　三上　裕子
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部